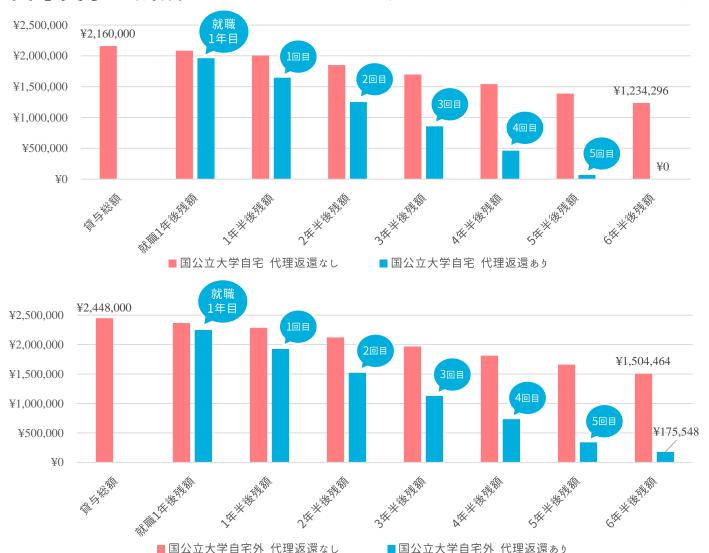
日本学生支援機構

貸与奨学金 代理返還制度について

当院の奨学金返還支援(代理返還)制度とは

貸与された奨学金を、ご自身による月々の返還に加えて、病院が繰り上げ返還する制度です。就職1年目は1月に12万円、2年目以降は毎年7月に24万円(いずれも最大額)を5回まで(1年目の代理返還を除く)で、気にが貸与奨学金の残額を繰り上げ返還いたします。また、大学院修了時にも再度(新規も可)、当制度の活用が可能です※。

貸与奨学金残額のシミュレーション(第一種奨学金、定額返還方式、最大額代理返還の場合)



※代理返還の対象者・資格、額については法人で規定されています。詳細はお問い合わせください。



医療法人社団保健会 谷津保健病院 東京湾岸リハビリテーション病院



お問い合わせ

日本学生支援機構

貸与奨学金 代理返還制度について

当院の奨学金返還支援(代理返還)制度とは

貸与された奨学金を、ご自身による月々の返還に加えて、病院が繰り上げ返還する制度です。就職1年目は1月に12万円、2年目以降は毎年7月に24万円(いずれも最大額)を5回まで(1年目の代理返還を除く) 病院が貸与奨学金の残額を繰り上げ返還いたします。また、大学院修了時にも再度(新規も可)、当制度の活用が可能です※。

貸与奨学金残額のシミュレーション(第一種奨学金、定額返還方式、最大額代理返還の場合)



※代理返還の対象者・資格、額については法人で規定されています。詳細はお問い合わせください。



医療法人社団保健会 谷津保健病院 東京湾岸リハビリテーション病院



お問い合わせ

奨学金返還支援(代理返還)制度 について

独立行政法人日本学生支援機構(以下、機構)が貸与する奨学金を受けて、奨学金を返還している職員に対して、法人(谷津保健病院、東京湾岸リハビリテーション病院)が職員に代わって機構に返還する制度です。新規学校卒業者として採用された職員は入職翌年1月に12万円(最大)を代理返還し、入職翌年度以降は7月に24万円(最大)を5回まで代理返還します。また、大学院修了時には再度本制度を5回まで活用することができます。

入職時に代理返還制度を活用していない職員も、大学院修了時に新規に活用することも可能です。なお、支援を受けた額の所得税が非課税となり得るため、これが適用される場合にはご本人の税金や社会保険料が増えることはありません。詳細は機構 HP をご参照ください。

本制度の規定について

- 1,本制度が適用される職種は、本制度において専門・認定資格の取得に努める対象資格の要件により 常勤の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師とされています。
- 2, そのうち、下記のいずれかに該当し、各要件を満たす方となります。
 - (ア)新規学校卒業者として採用され、入職試験時に一定の水準にある者
 - (イ)中途採用者(人材紹介会社を利用して入職した者を除く。)であり、当法人での勤務年数が1 年以上である者
 - (ウ)新規学校卒業者として採用され、当法人勤務中に大学院を修了する者 *申請手続き及び各要件の詳細については人事課にご確認ください。
- 3, 適用申請にあたって注意すべき点はありますか。
 - (ア) 支援対象者は法人が規定する専門・認定資格の取得に努めることが必要です。
 - (イ) 勤怠や業務等に問題があった年、懲罰等に該当した場合には代理返還は行われません。
 - (ウ)職員が機構に返還を行っていない場合、退職を予定している場合には代理返還は行われません。
 - (エ)産休、育休等を取得された翌年度は、勤務日数にて返還額が変わります。 *上記は主な注意点となります。その他の注意点を含む詳細については人事課にご確認ください。
- 4. 代理返還制度を申請する場合にはどのような手続きが必要ですか。
 - (ア)毎年、所定の書類を記載して各病院の人事課に申請し、適用について認可を受けることが必要です。
 - (イ)申請・書類の記載方法等については入職後ならびに毎年、人事課より説明があります。

2024年1月現在